記

一　附属施設

イ　副灯　二個

(一)　灯質　モールス符号白光毎一四秒にU（・・―）

(二)　光度　実効光度二二〇カンデラ

(三)　光達距離　六・五海里

(四)　高さ　平均水面上から灯火まで一二メートル

(五)　設置場所　本灯の北東方約二〇〇メートル及び本灯の南西方約二三〇メートル

(六)　記事　副灯一個は、本灯に同期している。

ロ　モーターサイレン　二個

(一)　吹鳴周期　毎二五秒をへだて五秒間吹鳴

(二)　設置場所　本灯の北東方約二〇〇メートル及び本灯の南西方約二三〇メートル

ハ　レーダー反射器

二　コスモ石油株式会社坂出製油所管理

**○近畿地方整備局告示第八十三号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十三日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

草津市東草津四丁目東鐘突六七八番二から京都府久世郡久御山町大字森小字川端三六番三まで　変更前　BA　一一・七〇～二〇・〇〇　六二・〇〇メートル　三四・九二〇キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

後　BA　一一・七〇～二〇・〇〇　六二・〇〇～一九七・〇〇　三四・九二〇～二六・九〇二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

**○近畿地方整備局告示第八十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十三日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

大津市横木一丁目字北上ケ田六六六番から同市横木一丁目字北上ケ田六七三番一まで　変更前　二九・八八～四二・五二　〇・〇一九キロメートル

後　二九・八八～三八・〇一　〇・〇一九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

**○近畿地方整備局告示第八十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十三日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　大津湖南都市計画道路事業三・五・百一号本堅田衣川線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　滋賀県大津市本堅田五丁目字蔵所、本堅田六丁目字蔵所及び字鳥井前、衣川一丁目字川水、衣川二丁目字川水、字平田、字西羅及び字庄田並びに衣川三丁目字庄田及び字西羅地内

使用の部分　滋賀県大津市衣川二丁目字西羅及び字庄田並びに衣川三丁目字庄田及び字西羅地内

**○中国地方整備局告示第百七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　中国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　岡山県建築住宅センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 清山　昭、畔柳　陞至 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日　平成二十六年四月十五日

**○九州地方整備局告示第百十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員等の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十三日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人宮崎県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 津山　隆一 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日　平成二十六年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 西國原　誠 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日　平成二十六年三月三十一日